

○白石町変動型最低制限価格制度実施要領

平成25年2月27日

訓令乙第46号

改正 平成26年3月14日訓令乙第94号

平成29年8月1日訓令乙第23号

(趣旨)

第1条 この要領は、白石町が発注する建設工事等の入札について、過度な低入札価格による受注を防止することで品質の確保と適正価格による受注を図るため、白石町財務規則（平成17年白石町規則第43号。以下「規則」という。）第83条に規定する最低制限価格の対象及び算定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象は、次に掲げる建設工事等の入札とする。
なお、予定価格（税抜き。以下同じ。）の80%未満の入札がない場合は、最低制限価格を設けないものとする。

- (1) 設計価格（税込み）が500万円以上の全ての建設工事
- (2) 設計価格（税込み）が500万円以上で、入札資格者指名審査委員会が
適当と認めた建設工事関連委託業務

(公表)

第3条 変動型最低制限価格制度を適用する場合は、入札公告又は入札案内においてその旨を公表しなければならない。

(算定対象の入札)

第4条 この要領において「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める
入札参加資格のない者がした入札
- (2) 白石町入札心得を定める規程（平成17年度白石町訓令乙第35号）第
1条（無効の入札）に該当する入札
- (3) 予定価格より高い金額でした入札

(4) 予定価格の60%未満でした入札

(5) その他案件ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(最低制限価格の算定方法)

第5条 算定対象の入札の数が4未満の場合は、予定価格の60%を最低制限価格とする。

2 算定対象の入札の数が4以上の場合は、算定対象の入札の平均額（税抜き。10円未満切捨て）に80%を乗じた額と予定価格の60%のうち、高い方の金額を最低制限価格とする。

3 前項により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効又は落札候補者が事後審査により失格となった場合においても変更はしないものとする。

(落札者の決定)

第6条 最低価格入札者の入札価格（税抜き）が最低制限価格以上の場合は、当該入札者を落札者とする。ただし、事後審査を必要としている案件については、落札候補者として事後審査を行い、その入札参加要件を満たした場合に落札者とし、落札候補者が事後審査により失格となった場合は、次順位者の事後審査を行い、要件を満たした場合に落札者とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日訓令乙第94号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月1日訓令乙第23号）

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。